第六十八条の三の四第一項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に、「又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるもの」を「、医療法人その他の普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）のうち、公益法人等（同条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなり得るもので政令で定める法人」に改め、「（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「から第五十五条の三まで」を「、第五十五条の二」に、「、第五十七条の五」を「から第五十七条の五まで」に改め、同条第二項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に、「第四十二条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）」を「第四十二条の四第一項、第三項及び第七項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四第三項並びに第四十二条の十二の五」に改め、同条第三項中「、第五十五条の三」を削り、同条第四項中「及び第四項」を「、第三項及び第七項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四第三項並びに第四十二条の十二の五」に改め、同条第五項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第六十八条の四中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第一項及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零であるときは、百分の八・五）を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　増減試験研究費割合が百分の五を超える場合　百分の九に、当該増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

二　増減試験研究費割合が百分の五以下である場合　百分の九から、百分の五から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

第六十八条の九第十項中「から第四項までの規定の」を「、第三項、第六項又は第七項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項若しくは第七項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「同条第一項から第四項まで」を「同条第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四項」を「第一項又は第三項」に、「比較試験研究費の額」を「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項まで」を「、第三項、第六項及び第七項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同項第二号イ中「第六十八条の十一第三項から第五項まで及び第七項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、「第六十八条の十四の二第二項」の下に「、第六十八条の十四の三第二項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六」に改め、同号ハ中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　増減試験研究費割合　増減試験研究費の額（第一項又は第三項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の合計額に対する割合をいう。

第六十八条の九第六項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「第四項」を「第一項若しくは第三項」に、「次号」を「第十一項」に、「、当該適用年度の」を「、当該適用年度に係る」に、「から連結親法人」を「から当該連結親法人」に、「の適用年度」を「の当該適用年度」に、「その各連結子法人」を「その連結子法人」に改め、「（当該適用年度」の下に「開始の日」を加え、「を含む連結事業年度である場合には、政令で定める金額」を「である場合のうち政令で定める場合には、零」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の四号を加える。

五　中小連結法人　中小企業者に該当する連結法人として政令で定めるものをいう。

五の二　適用除外事業者　当該連結事業年度開始の日前三年以内に終了した各連結事業年度（以下この号において「基準年度」という。）の連結所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額（既に基準年度の連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつたこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において同法第四条の二の承認を受けたこと、基準年度において同法第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたことその他の政令で定める事由がある場合には、当該計算した金額につき当該事由の内容に応じ調整を加えた金額として政令で定めるところにより計算した金額）が十五億円を超える連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいう。

六　試験研究費割合　第一項、第三項又は前項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額の合計額に対する割合をいう。

七　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第六十八条の九第六項第八号を削り、同項第九号中「若しくは第四項」を「、第三項若しくは前項」に改め、同号を同項第八項とし、同項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、」を「連結法人の」に改め、「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第六項において同じ。）」を削り、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「限り、」の下に「第四項（第二号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を加え、「次の各号に掲げる場合に該当する」を「当該連結親法人及び当該連結完全支